



理科の授業で②

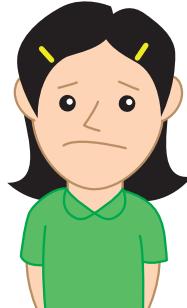
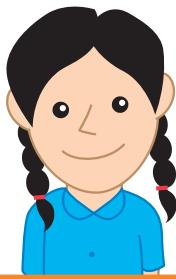
春から続けてきた植物の観察日記がひととおり終わろうとしています。
一人一人いろいろな工夫がされており、子ども同士で比べてみるのも勉強になると思います。

この花がどんな地域で咲くのかという分布地図をインターネットで見つけたから、その地図を貼っちゃった。

ぼくは図鑑の写真をコピーして、うちで咲いた花と比べたんだ。

この絵、失敗しちゃったから、一度うちに持って帰って、お兄ちゃんに描き直してもらおうかな…。

みんな長い間よく観察したね。
それぞれ見方や感じ方が違っているよ。
その違いを比べるために、みんなのものを掲示板に貼ってもいいかな？



教師のための解説

子どもたちが作成した観察日記も著作物であり、子どもたちに未公表のものをたくさん的人に提示してもよいかどうかを決める権利（公表権）があります。

先生に提出した観察日記等の課題作品は、その時点では未公表なので、掲示するためには子どもたちの了解を得る必要があります。公表の予定がある場合には、課題の制作を指示する際に、あらかじめ公表の方法などについて予告しておくこともひとつ的方法です。

観察日記に貼るために図鑑の写真をコピーすることも複製に当たりますが、授業の過程で必要なものと考えられるため、写真の作者の了解を得る必要はありません（なお、観察日記の掲示に伴って図鑑の写真のコピーを掲示することになりますが、コピーした物には展示権がありませんので、掲示することについても図鑑の写真の作者の了解を得る必要はありません。）。

インターネット上のホームページに掲載されている地図や図表も著作物であり、それをプリントアウトすることは複製に当たります。しかし、この場合についても授業の過程で必要なものと考えられるため、地図の作者の了解を得る必要はありません。

著作物の作者は、その作品をたくさんの人々に見せたりするときに、作者の名前をどう表示するかを決める権利（氏名表示権）をもっています。

観察で細かいことに気づいたり、描き方を工夫したり、みんなとてもいい観察日記ができたね。図鑑やインターネットを調べたらいろんなことがわかったね。参考にした資料の名前や作者の名前も載せて、君たちに教えてくれた人に感謝しようね。

